

「光 学」投稿規定

昭和 47 年 2 月 19 日 制定

平成 7 年 1 月 1 日 改訂

平成 11 年 1 月 1 日 改訂

平成 12 年 11 月 8 日 改訂

平成 15 年 4 月 1 日 改訂

平成 19 年 9 月 18 日 改訂

平成 22 年 4 月 1 日 改訂

平成 27 年 1 月 1 日 改訂

「光学」は、一般社団法人日本光学会（以下、日本光学会）が発行する月刊の和文機関誌で、光学、光技術および光学教育に関する原著論文、解説記事、その他の日本光学会会員に必要な記事を掲載します。また、内容の一部を日本光学会ホームページに掲載することもあります。原著論文はいつでも自由に投稿することができます。解説記事等は編集委員から執筆を依頼します。原稿の掲載の可否はすべて編集委員会で審議します。

原稿は、A4 判の白紙を用い、「光学」執筆要項に従って書いてください。なお、手書きの場合には本会専用の原稿用紙を使用してください。

解説記事、原著論文には和文・英文の両要旨が必要です。英文要旨は「光学」に掲載され、和文要旨は日本科学技術振興事業団の「科学技術文献データベース」および「科学技術文献速報」に収録されます。

原稿には規定のページ数がありますので留意してください（刷り上がり 1 ページの字数は約 2200 字で、手書き専用原稿用紙では 4 枚分に相当する）。

1. 内容

1.1 原著論文

1.1.1 研究論文： 光学、光技術および光学教育に関係ある諸分野の論文。長さは原則として図・表を含めて刷り上がり 8 ページ以内。

1.1.2 研究速報： 光学、光技術および光学教育上の新しい提案、討論等で速報的内容をもつ短い論文。図・表を含めて刷り上がり 4 ページ以内。

1.1.3 技術報告： 光学および光技術の研究開発上、得られた装置および諸データなどに関する報告。研究実施上における経験も記すことが望ましい。原則として図・表を含めて刷り上がり 8 ページ以内。

1.1.4 教育報告： 光学および関連する分野の教育上、考案された実験装置および諸データなどに関する報告。教育実践上における経験も記すことが望ましい。原則として図・表を含めて刷り上がり 8 ページ以内。

1.2 解説記事

1.2.1 総合報告： 光学および光技術に関する特定の分野について最近の進歩を広い視野から総合的にまとめて報告する。文献が整備されていることが望ましい。長さは図・表を含めて刷り上がり 10 ページ以内。

1.2.2 解説： 光学および光技術に関する特定の分野について最近の成果をわかりやすく解説する。基本的な文献が整備されていることが望ましい。図・表を含めて刷り上がり 6 ページ以内。

1.2.3 最近の技術から： 最近進歩の目覚しいあるいは注目されている光技術の概観を、特に光学産業との関連にもふれ、タイムリーに伝える。図・表を含めて刷り上がり 3 ページ以内。

1.2.4 講義： 光学および光技術に関する特定の分野について体系的にわかりやすく講義する。図・表を含めて刷り上がり 8 ページ以内。

1.3 その他の記事

1.3.1 巻頭言： 会員にとって指針となるような意見および見解の発表。刷り上がり 1 ページ以内。

1.3.2 光の広場： 会員相互の意見、情報の交換を目的とする以下に示す記事。

「**光科学及び光技術調査委員会において企画・編集された記事**」 気になる論文コーナー（文献抄録）、光学工房、光探訪、Web Watcher など。

1.3.3 日本光学会 news： 日本光学会の活動状況報告および関係行事の予告等。

1.3.4 その他

2. 投稿の手続き：

2.1 投稿者は原稿に投稿票および著作権譲渡同意書（日本光学会のホームページからダウンロードできます）をつけ、下記の「光学」編集局に提出してください。

〒112-0002 東京都文京区小石川 2-23-11 常光ビル7階 （有）学術新報社内 「光学」編集局

2.2 投稿票、投稿規定および執筆要項、手書き用原稿用紙（本会専用）は編集局に請求すれば送付します。原稿用紙の代金は 1 枚 5 円（郵便切手でよい）。送料は実費。依頼原稿の執筆者には編集局より無料で送付します。

2.3 原著論文の掲載料は、刷上がり 1 頁につき 10,000 円です。別刷希望の際は、原著論文・依頼原稿とも、別途定める料金となります。

2.4 他の著作物から図、表、文書の一部を転載する場合、著者の責任において必要な手続きをおとりください。また、費用が派生する場合、この費用は、原則として著者負担となります。ただし、依頼論文に対しては、編集委員会で審議し、費用の全部または一部を日本光学会が負担することがあります。

3. 著作権

2015 年以降本誌に掲載された記事の著作権および著作権（公衆送信権および複製（PDF）の複製権を含む）は、日本光学会に帰属します。外部から引用の申請ならびに著作権使用の申請があったときは、日本光学会が著作権取扱規定に従って取り扱います。

4. 二重投稿の禁止

他の学会誌に掲載された内容の原稿を「光学」に投稿すること、および、「光学」に投稿中の内容を他の学会誌に投稿することはできません。さらに、英文誌または外国の雑誌に掲載された論文の和訳と見なされる場合も二重投稿と見なします。

国際学会または国際シンポジウム等のプロシーディングは、原則として国際学術誌または学会誌などと見なします。したがって、言語を問わず上記のプロシーディングに掲載された論文とほぼ同一の内容の原稿を「光学」に投稿することはできません。しかし、学会誌として認め難い出版物に掲載された簡単なアブストラクトや予稿集などの論文はこの対象と異なりますが、内容を十分に検討して改訂した論文でなければなりません。社内の報告書等に掲載された内容を含む原稿の場合は、その報告書が引用文献に示されている必要があり、さらにその報告書が公知の場合、投稿原稿には元の報告書との差異が明確に記述されていなければなりません。